

農地関連手続における 登記情報提供サービスについて

サービスの登録をおすすめするポイントは、主に以下の3つ！

Point 1

費用負担なし！

詳しくは p. 2

Point 2

簡単な登録手続！

- ・ 約2週間で登録・利用可能
- ・ 庁内手続も簡単

詳しくは p. 3～8

Point 3

ニーズに対応！

- ・ 申請者の負担軽減
- ・ 将来的なニーズ
- ・ 相談事例あり
- ・ 行政書士から意見あり

詳しくは p. 9～10

登記情報提供サービスとは

登記所が保有する登記情報をインターネット上で確認できる、法務大臣の指定法人が提供するサービスです。行政機関等へのオンライン申請等の際には、登記事項証明書に代えて申請する場合に必要な符号（照会番号）を同サービスで取得することが必要です。

（ホームページ：<https://www1.touki.or.jp>）

効果

図のとおり、申請者等は、登記事項証明書の代わりに照会番号を用いることができ、許可申請書等を提出するまでの時間短縮や経費節減も可能です。



○土地の登記事項証明書（全部事項証明書）を登記所に赴き交付を受けた場合、**1 通当たり 600 円**

○登記・供託オンライン申請システム（法務省）により申請し、登記事項証明書を郵送又は登記所への訪問により取得することとなるが、その場合、①郵送受取では、1 件につき 520 円、②窓口受取では、1 件につき 490 円



○照会番号は、不動産登記情報（全部事項）又は商業・法人登記情報（全部事項）であれば **1 件当たり 331 円** で取得でき、他の方法に比べ経費節減が可能（1 件につき最大 269 円安価。ただし、登録利用をする場合には、別途登録費用が必要）

（注） 中国四国管区行政評価局における情報収集結果「農地関連手続の登記情報提供サービスの活用の推進について」（令和 6 年 2 月 22 日）による。手数料は令和 7 年 4 月 1 日現在

Point 1. 費用負担なし！

農地の所有権移転等の手続において、申請者が登記事項証明書の代わりに、登記情報提供サービスにより取得した照会番号を提出した際、地方公共団体では、同サービス上で「公共電子確認」を実施することで、照会番号から登記情報を確認することが可能です。

ここで・・・

地方公共団体が「公共電子確認」を利用する際、
登録手数料や利用料金など費用負担が生じるのでは・・・



ご安心ください！

登録手数料や利用料金は発生しません！



法務大臣の指定法人として登記情報提供サービスを提供する一般財団法人民事法務協会（以下「民事法務協会」という。）に利用申込みをすることで、公共電子確認の利用が可能です（申込みの手順はPoint2を参照ください）。

民事法務協会のホームページの「照会番号申請情報入力」画面におきまして、申請者が提出した照会番号（照会番号及び発行年月日）を入力すると、以下のように登記情報を電子データで確認できます。

（イメージ）

20**/**/2020 2020:2020 現在の情報です。			
発行年月日：20**/**/2020			
照会番号：*****			
照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。			
表題部 (土地の表示)	調製 [全頁]	不動産番号 △△△△△△△△	
地図番号 [全頁]	筆界特定 [全頁]		
所在 △△△△△△△△△△丁目		[全頁]	
①地番 1番2	②地目 宅地	③地積 300:00 :	原因及びその日付〔登記の日〕 1番から分筆 〔平成20年10月14日〕
所有者 △△△△△△△△△△丁目1番1号民事記子			

編 制 部 (田 区) (所 有 権 記 録 十 九 年 度)

Point 2. 簡単な登録手続！

Step 1

民事法務協会に利用申込書を請求

登記情報提供サービスを提供する民事法務協会に対して、文書又はFAXにより「登記情報提供サービス電子申請確認利用申込書」（以下「利用申込書」という。）を請求します。

【FAXでの請求(例)】(注)2

F A X 送 信 状			
件名	「登記情報提供サービス電子申請確認利用申込書」の請求について		
送付先	(FAX : 045 - 943 - 3191) 一般財団法人 民事法務協会 登記情報提供センター室 御中	送信枚数 (送り状を含む)	A 4 1枚 計 1枚
発信者	〇〇農業委員会事務局 担当者氏名 電話 : FAX : メールアドレス :		
送信年月日	令和 年 月 日		

コメント欄

お世話になっています。
「登記情報提供サービス電子申請確認利用申込書」を請求します。
ご対応の程よろしくお願いいたします。

送付先
〇〇農業委員会
〒△△△-△△△ □□県□□市□□町□□番□号

担当者
〇〇農業委員会事務局
担当者氏名

連絡先
電話 :
FAX :
メールアドレス :

FAX 送信先

一般財団法人 民事法務協会
登記情報提供センター室

FAX 番号 : 045 - 943 - 3191

利用申込書の送付先等を記載

- 送付先
(組織名、郵便番号、住所)
- 担当者
- 連絡先
(電話、FAX、メールアドレス)

(注)1 当局において、登記情報提供サービスを導入した市町村の実例を基に作成（令和6年12月25日現在）

2 FAX 送信状(Word ファイル) を参考様式として本資料内に添付しておりますので、適宜ご利用ください。

Step 2

民事法務協会に利用申込書等を提出

利用申込書の請求後、民事法務協会からメールで「利用申込書」及び「協定書」の電子データが送付されます。

利用申込書及び協定書（2部）に必要事項を記入し、代表者の職印を押印の上、民事法務協会に提出（郵送）します。

《郵送先》

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目28番24号（東京ダイヤビル4号館）
一般財団法人 民事法務協会 登記情報提供センター室

【利用申込書の例】

登記情報提供サービス電子申請確認用利用申込書

枠線内の部分にご記入ください。

記入日（西暦）

一般財団法人民事法務協会 御中
当職は、登記情報提供契約約款を承認の上、登記情報提供サービスの電子申請確認用の利用を申し込みます。

【申込者】

フリガナ		代表者の職印
行政機関等名	農業委員会	
フリガナ		
代表者の資格及び氏名		
フリガナ		
所在地		
電話番号		
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号の記号	イ ロ ハ ニ	
担当（管理者）	所属部課名	
フリガナ		
氏名		
E-mailアドレス		

・この申込書は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号の記号の行政機関等の申込書です。

・出先機関で登録する場合には、必ず、この申込書に添付する所在・機関の住所・電話番号・E-mailアドレスを記載してください。

・登録完了通知書は担当者あてに送付します。

・担当者は、貴機関の「管理者」として登録されます。

添付書類

- 行政機関等が登記された法人である場合は登記簿謄本
- 行政庁から指定を受けた者である場合は指定の書類

申込書郵送先

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目28番24号 東京ダイヤビル4号館
一般財団法人民事法務協会 登記情報提供センター室

（この欄には記入しないでください）

受付日	添付書類	登録	所

行政機関の長の職印を押印
（（例）農業委員会 会長印）

協定書（案）

以下「甲」という。）と農業委員会（以下「乙」という。）と
甲は、この協定が解約その他の理由により終了したときは、速やかに、乙についての登録事項を抹消するものとする。

○行政機関等名
○代表者の資格及び氏名
（（例）農業委員会 会長
●● ●●）
○所在地
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号の記号
（地方公共団体：ハ）
○担当者（管理者）
・所属部課名
・氏名・電話番号・FAX
・E-mail アドレス

（注）登記情報提供サービス導入市町村における提供資料を基に当局が作成

民事法務協会から登録完了通知書を受領

民事法務協会における審査・登録事務が終了した後、「公共電子確認登録完了通知書」（以下「登録完了通知書」という。）及び協定書（民事法務協会代表理事印あり）が届きます。

【登録完了通知書の例】

連絡先 〒104-0033
東京都中央区新川1丁目28番24号
東京ダイビル4号館

一般財団法人 民事法務協会
登記情報提供センター室
TEL .0570-020-220

農業委員会
農業委員会事務局

発行

登録完了通知書

この度は、登記情報提供サービスにお申し込みいただき、ありがとうございます。
管理者登録が完了したことをお知らせするとともに、管理者ID及びパスワードを連絡いたします。

なお、パスワードは、仮パスワードになっています。仮パスワードはそのままでご利用になりますが、安全のため必ず本パスワードを設定しご利用ください。

登録内容は以下のとおりです。
なお、登録内容に誤りがある場合はご連絡ください。また、ID番号及びパスワードについては、0(オー)やθ(ゼロ)、I(アイ)や1(イチ)やl(小文字のエル)等の違いにご注意ください。

ID番号とStep4の使用しま

登記情報提供管理者登録内容

ID番号	[REDACTED]
パスワード	[REDACTED]
登録区分	所管庁
法人名	[REDACTED] 農業委員会
管理者名	[REDACTED]
郵便番号	[REDACTED]
住所 (所在地)	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]
e-mail	[REDACTED]

(注) 登記情報提供サービス導入市町村における提供資料による。

Step 4

登記情報提供サービスのホームページで利用者登録

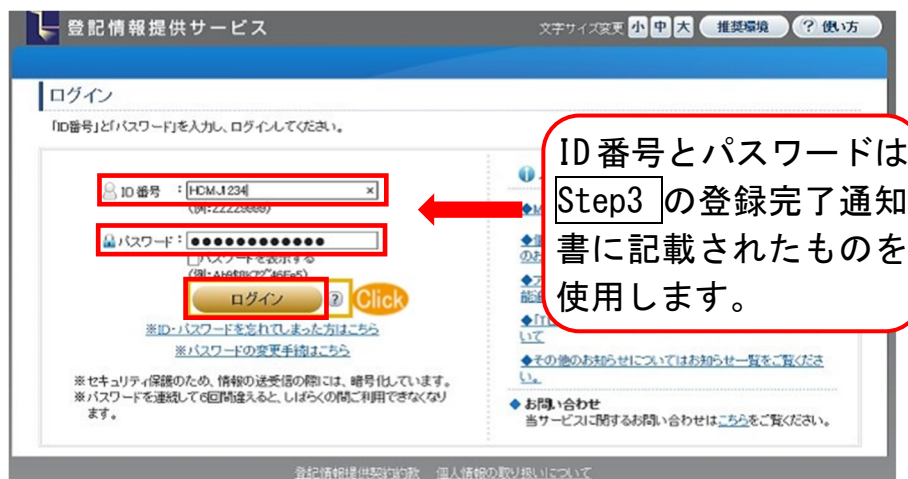
利用者の登録手続は、登記情報提供サービスのホームページで、以下の手順①から⑥までを実施してください。

(ホームページ : <https://www1.touki.or.jp/use/00-05.html>)

- ① 登記情報提供サービスのホームページのトップページ又は各ページにある「ログイン」ボタンをクリックしてください。



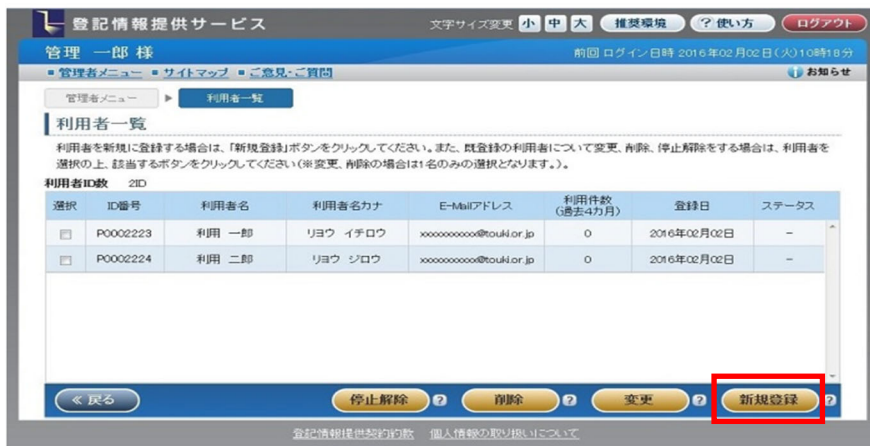
- ② ログイン画面で、**Step3**の登録完了通知書に記載された「ID 番号」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。



- ③ 「管理者メニュー」画面から、「利用者登録・変更」メニューをクリックします。



- ④ 「利用者一覧」画面において、「新規登録」ボタンをクリックします。



- ⑤ 「利用者情報登録」画面において、新規利用者情報（氏名、氏名カナ、パスワード、パスワード（再入力）、E-MAIL）を入力し、「次へ」ボタンをクリックします。

新たなパスワードを設定します。
(半角英数字 8 文字以上 14 文字以下)

- ⑥ 登録内容を確認し、「登録」ボタンをクリックします。
新たに利用者 ID 番号が発行され、「利用者一覧」画面に表示されます。
これで利用登録が完了しました。

登記情報提供サービスを導入した市町村担当者のコメント

Q

登記情報提供サービスを導入した経緯を教えてください。

A

過去に行政書士から当該サービスを利用できないか問合せがあり、ニーズがあることを把握していました。

令和6年3月、東北農政局の事務連絡を契機に、**既に当該サービスのニーズがあること、オンラインによる行政手続への対応が必要**との考えから、当該サービスの導入に至りました（令和6年4月1日から利用開始）。

A

今後、**市町村外に住み、オンライン手続に精通した世代からの申請が想定**されるほか、**全国的に提供されているサービスへの対応が必要**であると考え、当該サービスを導入しました（令和6年4月26日から利用開始）。

Q

登記情報提供サービスを導入した際、負担感ありましたか？

A

当該サービスの利用手続（利用申込書の提出から登録完了通知書の受領まで）は**2週間程度で完了したため、特段負担感はありませんでした。**

A

登記情報提供サービスは、ID・パスワードを入力し、情報を参照するシステムであり、また、個人情報の入力不要なため、**庁内調整において、情報セキュリティ担当部局から特段の指摘はありませんでした。**

A

利用登録の申込手続では、**特段手間が掛かったとは感じませんでした。**

また、新しいシステムを導入するわけではないので、**庁内の調整もスムーズに行えました。**

Point 3. ニーズに対応！

登記情報提供サービスを導入した市町村担当者のコメント

Q 登記情報提供サービスの利用状況を教えてください。

A 令和6年11月末現在、農地の所有権移転（農地法（昭和27年法律第229号）第3条）では、申請件数26件のうち、**当該サービスの利用が6件**でした。

また、農地の転用（農地法第4・5条）では、申請件数12件のうち**当該サービスの利用が5件**でした。

A **若手の農業者（40～50代）**は普段からインターネットを利用し、農地売買に携わる機会があるほか、コスト感覚があることから、登記事項証明書の取得と比較して経済的な当該サービスの利用は**需要がある**と考えています。**事業拡大を狙う若手の農業者には、今後、更にニーズが高まると期待**されます。

また、農地の所有権移転等の際、書類作成や申請代行を行う**行政書士や土地家屋調査士**についても、同様に**需要が見込まれます**。

A 現段階で利用実績はありませんが、今後、**インターネットに明るい土地所有者の方等からの利用があると想定**しております。

Q 登記情報提供サービス導入によるメリットはありましたか？

A 所有権移転等の手続の際、登記事項証明書の添付以外に、当該サービスの利用を呼び掛けるなど、**案内可能な選択肢が増えたこと**です。

また、当該サービスの利用は登記事項証明書の取得と比較して、**経済的かつ申請書等の提出までの時間短縮が可能**となったため、**利用者の利便性が向上**したことが最大のメリットです。

A **農業委員会におけるDX推進の一環**になったと考えております。

Q

登記情報提供サービスの利用者からの声はありましたか？

A

最寄りの法務局は市町村役場から片道 20 km 超、自動車でも 30 分程度の場所にあります。

サービスの利用者からは**法務局に赴いて登記事項証明書を取得する必要がなくなったため、便利になった**との声が聞かれました。

Q

行政書士などから登記情報提供サービスの利用について意見・要望はありましたか？

A

当該サービス導入以前、行政書士から当該サービスを利用できないか問合せがあり、ニーズがあることを把握していました。当該サービス導入以降、手続の申請代行に訪れる行政書士などに対して、当該サービスが利用できる旨を周知しています。